



請願第5号

2023年11月27日

二本松市議会議長
本多勝実 様

請願者

二本松年金者の会 会長真弓五郎



紹介議員

平 敏子

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を
求める意見書の提出を求める請願書

(請願趣旨)

加齢性難聴者は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。

この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米諸国と比べて大差はありませんが、補聴器の使用率は欧米よりかなり低くなっています。この背景には、日本において補聴器の価格が高額であることに加え、公的支援制度が不十分なことにあります。欧米では、補聴器を医療のカテゴリーとしてとらえ、両耳の聴力レベルが40デシベル以上の中等度難聴者から補聴器購入に対する公的補助制度が確立されていますが、日本においては、両耳70デシベル以上の高度・重度難聴に対して、補装具支給制度により補聴器の購入に必要な補助が行われていますが、その対象者はわずかです。

補聴器がさらに普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられており、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助を行う自治体も近年、増加しています。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入について公的支援制度の創設を強く要望します。

(請願項目)

加齢性難聴者の補聴器購入について、国による公的支援制度を創設すること。



補足説明

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を求める請願

医学会によれば加齢性難聴は40代以降から始まり、65歳以上では3人に1人、75歳以上では2人に1人で難聴の自覚があるとしています。

「聴こえ」が悪くなると、コミュニケーションが取りにくくなり、社会参加がしづらい、ひいては孤独・孤立に陥りやすく「引きこもり」や「うつ状態」になりやすいと指摘されています。

また、最近「認知機能の低下」とかかると指摘されています。加齢性難聴は高齢者の健康と生活の質にかかわる大きな課題です。

日本聴覚学会では難聴の度合をデシベル(db)で4段階に分けています。(健常者聴覚レベルをゼロデシベルとして)

軽度難聴 (25～39 db) 小さな声が聞きづらい。

中等度難聴 (40～69 db) 普通の会話が聞きづらい。

高度難聴 (70～89 db) 普通の会話が聞き取れない。

重度難聴 (90 db) 耳元で話されても聞き取れない。

世界保健機構(WHO)は中等度位以上の難聴者への支援をよびかけています。

補聴器使用が何よりの難聴対策なのですが、補聴器の価格は、安価なものでも数万円、高価なものは数十万円にもなりますが、保険適用がないため全額自己負担となっています。そのため特に低所得者にとって補聴器の購入が困難な状況にあります。(補聴器には「耳掛け」「耳穴」「集音器」型があり、個人に応じた耳穴式がベストとされますが高額です。また難聴は程度差があっても両耳で進行する)。

欧州では補聴器所有率が高く(40%超)、我が国は欧州と比べて難聴率が大きく変わらないのに所有率は15、2%と大きな開きがあります。

デンマークやイギリスでは早い段階から軽度難聴以上の人に公的医療保険による補聴器の無償化が実現しています。

わが国では近年、全国各地の自治体で、高齢者の難聴対策に補聴器購入助成制度を創設しています。お隣の新潟県では、全自治体が中等度難聴者(40デシベル以上)を対象に助成制度を創設しています。

福島県内では、二本松市をはじめ、白河市、西郷村、南相馬市、金山町で助成制度が創設されました。しかし、その財源は、市町村単費ですので、財政的に限度があります。そこで、市町村が行う加齢性難聴者への補聴器購入に対する助成制度を充実させるために、国による公的支援制度が必要です。

高齢化社会が進行しています。国による公的支援制度を切望します。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度を求める意見書(案)

加齢性難聴者の補聴器購入について、国による公的支援制度の創設を強く要望する。

理由

加齢性難聴者は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されている。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるよう補完するのが補聴器である。

日本の難聴者率は、欧米諸国と比べて大差はないが、補聴器の使用率は欧米よりかなり低くなっている。この背景には、日本において補聴器の価格が高額であることに加え、公的支援制度が不十分なことがある。欧米では、補聴器を医療のカテゴリーとしてとらえ、両耳の聴力レベルが40デシベル以上の中等度難聴者から補聴器購入に対する公的補助制度が確立されているが、日本においては、両耳70デシベル以上の高度・重度難聴に対して、補装具支給制度により補聴器の購入に必要な補助が行われているが、その対象者はわずかである。

補聴器がさらに普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられており、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助を行う自治体も増加している。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入について公的支援制度を創設強く要望する。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

福島県二本松市議会
議長 本多勝実

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様